

一般不妊治療・不育治療等 不妊治療等助成制度

京田辺市では少子化対策の一環として、子どもを希望し不妊治療等を受けておられる夫婦に、その治療に対する経済的負担の軽減を図ることを目的に治療費の一部を助成します。

◆対象者について

以下の要件をすべて満たす方。

- 京都府内に1年以上住所を有し、かつ、京田辺市に住民登録している間に不妊・不育治療を受けられた夫婦である方(事実上婚姻関係にある者を含む)。
- 各種健康保険に加入している方。
- 生活保護法による扶助を受けている世帯ではない方。

◆対象となる治療・助成額について

※ 裏面別表のとおりです。

◆申請方法について

- ① 不妊治療等助成金交付申請書
- ② 各医療機関等証明書
(一般不妊治療・不育治療等)
- ③ 上記2点を添えて、診療日の翌日から起算して1年以内に子育て支援課へ申請してください。



※夫婦ともに治療を受けている場合は、一人分ずつの申請となります。

※院外処方薬にかかった費用については、薬局からの「各医療機関等証明書」が必要となります。

※同一年度内に府下自治体で助成された額は、合算されます。

※基本的に証明書発行に文書料はかかりません。文書料が発生した場合は別途助成がありますので文書料の領収書(原本)を提出してください。

※ご加入の健康保険組合等に、不妊治療に関する任意の給付(付加給付)等について照会することがあります。

○事務手続きの流れ○

- ① 医療機関で受診する。
- ② 医療機関より「各医療機関等証明書」を発行してもらう。
- ③ 「不妊治療等助成金交付申請書」に②と、その他必要な書類をそろえて、市へ助成金の申請をする。
- ④ 申請の翌月に、市より交付決定通知または不承認決定通知が届く。
- ⑤ 市へ助成金請求書を提出。
- ⑥ 市より銀行振り込みで助成金の支払い。

申請から振り込みまで約2～3カ月かかります。



お問い合わせ先

京田辺市役所 子育て支援課

〒610-0393 京田辺市田辺80番地 TEL:0774-64-1377(直通)

京田辺市不妊治療等助成制度（別表）

助成対象治療	助成対象の医療費	助成額
1 一般不妊治療	<p>(1) 保険適用となる不妊治療の費用に対して自己負担した医療費(付加給付を受けた場合は、当該医療費から当該付加給付の額を控除した額)</p> <p>(2) 先進医療に対して自己負担した医療費</p>	<p>1対象者ごとに(1)及び(2)の医療費それぞれに2分の1を乗じた額の合計額(合計額が1対象者につき1年度当たり10万円を超えるときは、10万円((1)の医療費のみに対して助成するときは、6万円を上限)</p>
<p>2 不育治療等</p> <p>※平成26年10月1日以降の診療が対象</p>	<p>不育症の原因を特定するための検査及び不育症の治療(いずれも保険適用となるものに限る)に対して自己負担した医療費(付加給付を受けた場合は、当該医療費から当該付加給付の額を控除した額)</p>	<p>1対象者ごとに医療費に3分の2を乗じた額(1対象者につき1回の妊娠当たり20万円を超えるときは、20万円を上限)</p>

備考 助成額において1円以下の端数が発生した場合は、切り捨てとする。